

(別紙1) 特定個人情報の提供先及び用途

No.	法令上の根拠	提供先 (情報照会者)	提供先における用途
1	番号法第19条第8号別表第二の1の項	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	番号法第19条第8号別表第二の2の項	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	番号法第19条第8号別表第二の3の項	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	番号法第19条第8号別表第二の4の項	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	番号法第19条第8号別表第二の5の項	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	番号法第19条第8号別表第二の9の項	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	番号法第19条第8号別表第二の17の項	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	番号法第19条第8号別表第二の22の項	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	番号法第19条第8号別表第二の26の項	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	番号法第19条第8号別表第二の27の項	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	番号法第19条第8号別表第二の30の項	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	番号法第19条第8号別表第二の33の項	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	番号法第19条第8号別表第二の39の項	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	番号法第19条第8号別表第二の42の項	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	番号法第19条第8号別表第二の46の項	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	番号法第19条第8号別表第二の58の項	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	番号法第19条第8号別表第二の62の項	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	番号法第19条第8号別表第二の78の項	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	番号法第19条第8号別表第二の88の項	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	番号法第19条第8号別表第二の93の項	町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	番号法第19条第8号別表第二の97の項	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	番号法第19条第8号別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	番号法第19条第8号別表第二の109の項	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	番号法第19条第8号別表第二の120の項	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの